

水戸地方裁判所委員会（第13回）議事概要

- 1 開催日時 平成20年11月12日（水）午後1時30分～午後3時45分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）
小田部卓，春日偉知郎，加藤新太郎，紙屋克子，河村潤治，久保浩，小鷹美代子，坂口公一，野口芳男，真山淑枝，山口潔，横田由美子，渡邊昭（敬称略）
（事務局等）
五十嵐満事務局長，中野正男民事首席書記官，
繁田隆志刑事首席書記官，長瀬光信事務局次長，
田中正明民事次席書記官，吉川哲明刑事次席書記官，
畠山英樹総務課長

4 議事概要

(1) 全体概要

ア 平成20年9月30日付けで任命された新任委員（山口潔）から自己紹介が行われた。

イ 「法科大学院における法曹養成の現状と問題点について～茨城における弁護士の数・活動との関わり～」について，春日委員からプレゼンテーションが行われた。プレゼンテーションの要旨は，次のとおりである。

現代社会における法曹の役割は，とりわけ，弁護士は「国民の社会生活上の医師」として，国民の具体的な生活状況やニーズに即した法的サービスを提供することがその役割である。司法制度改革は，制度的基盤の整備，人的基盤の拡充，国民の司法参加の三つを理念としており，例えば，労働審判は を，裁判員制度は を具体化したものであるが，人的基盤の拡充の理念を実現させるために設立されたのが法科大学院である。我が国の法曹

人口は、アメリカやドイツなどの諸外国と比較して少なく、また市場の競争原理の導入によりリーガルサービスの拡充につき財界・経済界からの要請を背景として、法曹人口の拡大と質の向上を図るため、5年前に法科大学院が設立された。当初の構想は法科大学院数40校、学生数4000人程度とし、新司法試験合格者数を年間3000人として、合格率7～8割程度が予定されていた。法科大学院における教育は、基本科目のほか、先端的な応用科目まで充実したカリキュラムを用意し、双方向型の授業を行っている。しかし、平成20年度においては、法科大学院数74校、学生数は6000人を超えており、新司法試験合格者数は2065人で、合格率は3割程度であった。また、大学院による合格率の格差が顕著に現れた結果となった。これらの問題を解消するためには大学院の統廃合等を検討する必要があると考える。

茨城における弁護士の数・活動との関わりについてみると、現在、茨城県弁護士会には140人の弁護士が所属しているが、これは人口21200人に対して1人の弁護士という全国でも最下位に近い割合である。茨城においても弁護士のニーズは高まってきており、司法市場の競争が加速している中で茨城の弁護士事務所ではなく、東京等の都市部の大規模事務所が進出しているものと考えられる。茨城で法曹の数を確保し、活躍してもらうためには、どうすればよいただろうか。

(2) 意見交換の概要

法科大学院における法曹養成の現状と問題点について～茨城における弁護士の数・活動との関わり～

- ・法科大学院設立要件が、規制緩和の流れの中で緩和された結果、大学院数が74校となった。合格者がゼロの大学院もあり、2極化が進んでいる。

- ・本来ならば、法学部以外の者や社会人など幅広い人材を法曹界に迎えることを予定していたはずだが、新司法試験において、非法学部の合格率が低いのであるなら、試験の在り方を検討すべきである。

- ・法学部以外の出身者の割合は、新司法試験の方が増加している。
- ・法曹人口を増やすことに対して反対意見もあるようだが、今後も法的サービスの需要が増えることが予想されるので、継続して欲しい。
- ・看護の分野でも従来の資格では対応できなくなっており、国民の要求も高いので、現場の質をあげるために、大学院において高度な専門知識と技術を有する看護師の育成を目指しているが、授業料の問題など法科大学院と同様の問題を抱えている。
- ・法科大学院の学生はなぜ法曹になりたいか、法曹になって何をしたいかを常に意識することが大事である。
- ・法曹人口を増やせばよいというものではなく、質も問題である。法科大学院では「問題状況についてなんとかしよう」と思う心と「社会の医者」になる資質を育てて欲しい。
- ・裁判員制度が始まると、様々な人とコミュニケーションをとることが必要とされるが、法科大学院での基礎法学や隣接科目の授業を通してコミュニケーション能力を身に付けてくれることを期待したい。
- ・鹿行地区に法律事務所ができて以来、麻生支部では事件数が増加しており、潜在的な事件数は、かなりあるものと思われる。
- ・つくば地区の土地の値上がりの影響か、土浦簡裁では訴額の大きい調停事件が多く見受けられるが、東京の弁護士に依頼しているケースがあり、茨城の弁護士の職域が狭められつつあるのではないか。
- ・東京の弁護士が地方に進出している傾向は、全国的に広がっていると思われる。
- ・茨城県の企業は東京に本社がある場合が多いので、東京の弁護士に依頼することが多いと考えられる。
- ・刑事事件に関しては、茨城の弁護士が担っている。
- ・水戸地裁の民事事件で茨城以外の弁護士が担当している割合について、具

体的な数値は統計をとっていないので分からないが、感触としては1割程度であり、大都市の弁護士の進出は顕著ではない。茨城の中でも東京都・埼玉県・千葉県に隣接する交通網の発達した地域では、他の都県の弁護士から法的サービスを受けていると考えられる。

- ・ 県南地区の弁護士は事件をたくさん抱えており、余裕がない状況である。

- ・ 茨城は農業人口が多いため、紛争自体は多くないと思われるので、弁護士の数を増やすことよりも、複数人の事務所を設立してチームで仕事をしたり、弁護士の紹介をネットワーク化して、弁護士の少なさをカバーすればよいのではないか。

- ・ 労働・医療関係の事件は専門性が要求されるが、弁護士間でお互いの得意分野の情報を持っているものの、茨城の弁護士で全ての専門事件をカバーするのは難しい。

- ・ 弁護士の宣伝が解禁になって以来、大手の弁護士事務所は電話帳や中吊りなどに広告を掲載しているが、そのほとんどが債務整理の広告である。今後、債務整理の依頼が収束した場合にどうなるかが問題である。

- ・ 弁護士の債務整理の業務が一段落した際には、消費生活センターと連携してみてはどうか。

- ・ 弁護士もPRする時代にきていると思うが、弁護士は個人事業主なので、弁護士会として統一的な取り組みをするのは難しい。

- ・ 消費生活センターに寄せられる相談は、かなりの件数にのぼっており、弁護士が消費者問題に取り組むのが遅すぎたように思う。

- ・ 最近では、弁護士の資質の問題が報道されているが、ここでなんとか弁護士に踏ん張ってもらい、環境問題等も積極的に引き受けてくれる力量のある弁護士が増えることを願っている。

- ・ 消費生活に関わる問題を相談できる弁護士が身近にいる社会が望ましく、茨城の弁護士を増やすためにも茨城県弁護士会として施策をとってもらいた

い。

(3) 事務局からの報告

ア 裁判員制度に関する広報行事

・前回の地裁委員会（平成20年5月14日実施）から現在までに、憲法週間行事として裁判所ガイドツアーを3回、広報用映画「審理」の上映会を3回実施した。また、憲法週間行事としては、初めての試みとして、法テラスと共催で、県内市町村の窓口相談員を対象の「窓口セミナー」を実施し、裁判手続や法テラスの事業に関する説明を行った。

・夏休み期間には、小中学生を対象に、弁護士会と共催で裁判所の見学と模擬裁判を内容とした「夏休み子供法律学校」の開催や、裁判所独自の「裁判所親子見学ツアー」を実施した。

・法の日週間行事として、裁判所ガイドツアーを3回、広報用映画「審理」の上映会を3回実施した。初めての試みとして、水戸地方裁判所南館において、裁判員制度に対する県民の理解と参加意欲を高めることを目的に「法曹三者トップと知事との座談会」を法曹三者の共催で実施したほか、イオンモール水戸において、弁護士・調停委員・被害者支援相談員による無料の「大法律相談会」を実施した。

・法人や各種団体からの要請を受けて、裁判員制度に関する出張講義を県内各地で39回実施した。

・裁判員模擬裁判を本年度中に6回実施する予定である。

イ 団体傍聴

当庁では、団体による見学や傍聴を積極的に受け入れているところであるが、裁判員制度の施行を控えていることもあってか、来庁者が増加している。

ウ 新聞記事及びニュース

・11月末に予定されている裁判員候補者名簿への登載通知の発送に合わせて、県内44市町村の全ての広報誌に裁判員制度に関する記事の掲載をお願い

いして、県民の方々への周知を図ることにしている。

・これまでに、裁判所が住民向けの説明会を実施していない市町村と共催で
裁判員制度説明会の開催を予定している。

5 次回期日

(1) 平成21年5月20日(水)午後1時30分

(2) 次回意見交換テーマ

ア「裁判員制度スタート前夜 - 法曹三者の準備と意気込み」

イ その他